北方領土問題解決に向けた前内閣総理大臣の発言に対する政府の見解等に関する再質問主意書

出者 浅野貴

提

) 博

北方領土問題解決に向けた前内閣総理大臣の発言に対する政府の見解等に関する再質問主意書

では る。 的方針を堅持しつつ、 う考え方で、プラスアルファの解釈に知恵が必要だ」との発言(以下、「鳩山発言」という。)をしてい ては柔軟に対応する考えであり、 領土問題に対する政府の公式見解と異なるのか問うたところ、 をおっしゃるのは控えていただきたい」との旨、 院予算委員会において、 いうアプローチであれば、 本年二月五日、 前回質問主意書で、 「政府としては、 北海道根室市を訪問 北方四島の我が国への帰属が確認されれば、 北方四島の帰 前原誠司外務大臣が「鳩山発言」に関し、 「鳩山発言」に対して政府はどのような見解を有しているか、本年二月七日の衆議 今のような現実の中で未来永劫平行線のままだ」、 御指摘の発言はこの考えとは必ずしも一致していないと考える。」との答 属 の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本 した鳩山由紀夫前内閣総理大臣は、 述べていることに関し、 「前回答弁書」 実際の返還の時期、 「元首相が日本 講演の中で 「鳩山発言」のどこがどう、 「二島にプラスアルファとい (内閣衆質一七七第五 (政府) 「四島を同時に返せと 態様及び条件につい と異なる考え方 北方 号

前文の答弁にある、 「北方四島の我が国への帰属が確認されれば、 実際の返還の時期、 態様及び条件に

弁がなされている。

右を踏まえ、

再質問する。

ついては柔軟に対応する」という方針を、 政府として採り始めたのはいつからか。

前文の答弁には 「北方四 島 の我が国 への帰属が 確認されれば」とあるが、 政府として、 北 方四 0 我が

か、 それとも四島全て揃った確認ではなく、 例えば一島ずつ、または先に二島といった、 段階的な確認を

求めるのか、詳細な方針を説明されたい。

国

への

帰

属につき、

ロシアに対して、

歯舞群島、

色丹島、

国後島、

択捉島

の四島一括の

確認を求めるの

 $\equiv$ 「鳩山 発言」は、 我が国として二島のみの返還をもって、北方領土交渉を終わりとするのではなく、あ

くまで四 島 の我が国 への返還をもって北方領土問題の最終的解決とするが、 そのプロセスに、 必ずしも四

島 同時 の返還、 または我が国 への帰属 確認は求めないという意味ではない のか。 前原大臣の見解 如 何

兀 北方領土交渉に臨む政府方針として、二で指摘したように、 四島 の我が国 への 帰 属確認が、 兀 島 括の

ŧ のであるのか、 またはそれぞれに時間差を認める段階的なものであるのかが、 前文の答弁を読むだけで

は 明確ではない。 前原大臣として、 「鳩山発言」を否定する以前に、 右の点につき、まずは政府の明確な

方針について説明するべきではないのか。

五 北方領土交渉に関し、二〇〇六年十二月十三日、 衆議院外務委員会において前原大臣は、 当時の麻生太

る。 関して使われる、いわゆる「二島先行返還」の定義に対する政府の見解を問うているが、 か 島先行返還」という言葉を用いたのか、 ありますが、 郎外務大臣に対し、 では「政府としては、 っておられるのかということなんですね。」と述べていると承知する。 」との答弁がなされている。では前原大臣として、当時どのような認識の下、 果たして、そういう議論をされている方々というのは、 「ただ、一つ私が気になりましたのは、 お尋ねの『二島先行返還』については、一般的に確立した定義はないと承知してい 前原大臣として、 右はどのようなものであると考え、 例えば二島先行返還のときもそうだったので 島の大きさというものをちゃんとわ 前回質問主意書で、 右で触れたように「二 「前回答弁書」 質疑に立た 北方領土に

右質問する。

れたのか、

詳細に説明されたい。